

守る 継ぐ

親や配偶者など身近な人を亡くした時に遺産を受け継ぐ相続。手続きや対応を誤れば一瞬にして「争族」になりかねない。特にもめやすいのが遺言を残していない場合だ。なせもめるのか、遺言書はどのように残せばいいのか。

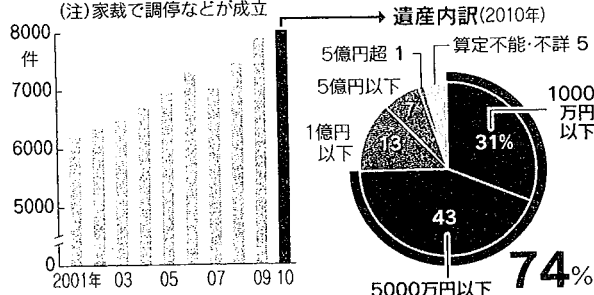
「遺言書だけは書いておいては良かった」。東京都のAさん(男性、63)は自らに降りかかった悲劇を悔やむ。Aさんは3人兄弟の長男。5年前に亡くなった父は数カ所の土地を「お母さんと兄弟で平等に分けてほしい」と口癖だった。ただ、父が遺言を残さなかったのが、家族関係に暗い影を落とすことになる。とは想像もしなかった。

民法の法定相続分は配偶者である母と子が2分の1ずつ。子どもが複数なら均等に相続する。もちろん、相続人全員が同意すれば分け方は自由に決められる。Aさんたちが遺産分割を話し合う過程で、三男が反発。家庭裁判所での調停寸前までめめた揚句、何とか息意にこぎ着けた。Aさんの苦悩は続いた。父の死から2年後に母も他界。母も遺言を残さず、今度は母が継いだ土地の分け方を巡り再び争った。

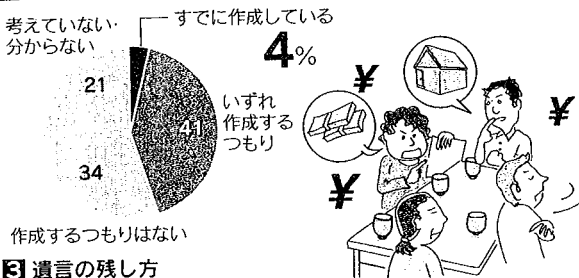
Aさんは先祖代々の土地を売ることに抵抗があったが、最後は「売却して代金を3等分すべき」という三男の強硬な主張に従った。2人の間に

全員遺言時代 間近に

増加傾向にある遺産分割事件と遺産の内訳



70歳以上の遺言書作成の意向(2012年、経済産業省調査)



遺言の残し方

| 種類 | 検認(家裁による確認) | 効力 |
|------------------|-------------|--|
| エンディングノート | 不要 | 通常は遺言として認められない |
| 自筆証書遺言 | 必要 | 要件を満たして正しく書いている場合: 強い 要件を満たさない場合(偽造・紛失の恐れも): 弱い |
| 公正証書遺言 | 不要 | 強い |

書きやすさ: エンディングノート(易しい) < 自筆証書遺言 < 公正証書遺言(難しい)

(注)内容を他人に明かさない「秘密証書遺言」もある。パソコンや代筆でも作成できる。ただし、公正役場で手続きし、公証人手数料と証人2人、公証人1人が必要

財産少なくても「争族」の恐れ

は感情的なところが残り、絶縁状態が続いているという。事件」の74%が、不動産を含む遺産額が5000万円以下(図1)のケースだ。

遺言書が残されていなかったため、相続人が手続きに振り回されることも多い。

「遺産分割の手続きはまだ終わらない」。神奈川県Bさん(女性、40代)はため息をつく。昨年9月に亡くなった父は遺言を残さず、財産のことを何も話さなかった。葬儀などが落ち着いたころに預金口座のある銀行へ出向いたら、法定相続人を確定するため、生存中の戸籍謄本をすべて用意するよう言われた。Bさんは全国7カ所から戸籍謄本を取り寄せたところ、先妻との間に子どもがいたことが分かった。連絡先を調べ、ずれかに自宅を譲りたいと考

「考えなければいけないのだけども...」。東京都に住むCさん(女性、72)は悩む。相続セミナーに参加し、遺言書の大切さを認識しているものの、なかなか実行できない。Cさんは3人の子どもがい

「遺産評価難し」

「遺言書は必ず用意した方がいい」。相続相談サービス、夢相続(東京・中央)の曾根恵子代表は強調する。子どもへの仲が良くても、家庭を持ち、住宅ローンや教育費などの負担が重くなると「もらえるものももらいたくない」と思ってしまう(曾根氏)。

財産が少ないからめんどくさいと思っている人こそ要注意だ。一般家庭の財産の大半を占める自宅不動産は評価でもめやすく、分けるのが難しい。2010年に家庭裁判所で調停などが成立した「遺産分割

遺産分割方法を話し合うのにも時間がかかったという。三菱UFJ信託銀行の灰谷健司・トラストファイナンシャルプランナーは「遺言書は残さざるをえない。①子どもがいない夫婦が配偶者にすべてを残す②世話になった家族などに贈る③特定の人には相続させない」など、意図を持って分ける場合には特に用意すべきだと強調する。

年代問わず準備を

えているが、全員独立し、戻る見込みはない。名案が浮かばず「まだ元氣」と、つい先延ばししてしまうという。Cさんのように生前に死後の準備をするのをためらう人は珍しくない。経済産業省の調査によると、70歳以上で遺言書を既に作成している人は4%にすぎない。一方「作成するつもりはない」が34%、「考えていない、わからない」は21%に達する。(図2)

形式の不備、要注意

遺言書をうまく準備するにはどうすればいいのだろうか。この数年、自分の資産や連絡先、葬儀やお墓の希望などを書き留める「エンディングノート」の活用が注目されている。ただ、専門家の間では「通常は遺言として認められない」(弁護士の小堀球美子氏)と指摘される。市販の「遺言書キット」を使って自筆証書遺言を作るのも一手だが、①全文を自筆で書く②書いた日付を残す③自筆の署名と押印④などの条件がある。三菱UFJ信託の灰谷氏も「形式の不備や内容が曖昧なため問題が起る可能性がある」と注意を促す。公正証書遺言が争いごとを防ぐには有効だ。ただ、立会人を2人連れて公正役場に行き、費用も数万円かかる。大切な家族に仲良く暮らしてもらいたいと思うなら、手間や費用を惜しまない方がいい。相続に詳しい税理士の内田麻由子氏は「年代を問わず遺言書を準備すべき」とアドバイスする。(下前後輔)

「守る 継ぐ」は相続をテーマに随時掲載します。